二　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　当該都道府県に係る第四条第一項第二号イに掲げる額に次の式により算定した数を乗じて得た額（第五項において「後期高齢者支援金等按分額」という。）

（当該都道府県に係る交付金等省令第三十二条第七項第二号の後期高齢者支援金等都道府県標準所得係数×当該市町村に係る算定政令第十条第四項第一号に掲げる数＋当該市町村に係る算定政令第十条第五項第一号に掲げる数）

（1＋当該都道府県に係る交付金等省令第三十二条第七項第二号の後期高齢者支援金等都道府県標準所得係数）×（後期高齢者支援金等按分調整係数）

ロ　イに掲げる額から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第二号ロ⑵に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ハ　当該年度における当該市町村の後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金に相当する額

三　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　当該都道府県に係る第四条第一項第三号イに掲げる額に次の式により算定した数を乗じて得た額（第六項において「介護納付金按分額」という。）

（当該都道府県に係る交付金等省令第三十三条第七項第二号の介護納付金都道府県標準所得係数×当該市町村に係る算定政令第十一条第四項第一号に掲げる数＋当該市町村に係る算定政令第十一条第五項第一号に掲げる数）

（1＋当該都道府県に係る交付金等省令第三十三条第七項第二号の介護納付金都道府県標準所得係数）×（介護納付金按分調整係数）

ロ　イに掲げる額から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第三号ロ⑵に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ハ　当該年度における当該市町村の介護納付金賦課額に係る繰入金に相当する額

2　一部負担金の割合軽減等市町村に係る前項第一号イに規定する第四条第一項第一号イ⑴から⑾までに掲げる額は、同条第二項から第七項までの規定を適用して算定した額とする。

3　第一項第一号イの前期高齢者交付金按分調整係数は、当該都道府県内の全ての市町村に係る前期高齢者交付金按分額の総額が当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における当該都道府県に係る前期高齢者交付金の額と等しくなるような数とする。

4　第一項第一号ロの前期高齢者納付金按分調整係数は、当該都道府県内の全ての市町村に係る前期高齢者納付金按分額の総額が第四条第一項第一号ロに掲げる額と等しくなるような数とする。

5　第一項第二号イの後期高齢者支援金等按分調整係数は、当該都道府県内の全ての市町村に係る後期高齢者支援金等按分額の総額が第四条第一項第二号イに掲げる額と等しくなるような数とする。

6　第一項第三号イの介護納付金按分調整係数は、当該都道府県内の全ての市町村に係る介護納付金按分額の総額が第四条第一項第三号イに掲げる額と等しくなるような数とする。

（調整交付金の額の算定に関する特例）

第八条　都道府県が法第七十一条第一項の規定により国庫負担金の額を減額されたときは、当該都道府県に対する調整交付金を減額し、又は交付しない。

（調整交付金の額の算定等に関する特例）

第七条　保険料収納割合が次の各号に掲げる市町村の区分に従い当該各号に掲げる割合に満たない市町村の普通調整交付金の額は、第三条の規定により算定した額から、その額に別表第四に定める率（当該市町村の当該年度の前年度以前分の保険料についての調査決定済額のうち、当該年度の一月三十一日現在において収納された額の占める割合又は当該年度の前々年度以前分の保険料についての調査決定済額のうち、前年度において収納された額の占める割合が、百分